

税金・保険料・水道料金等を納付書でお支払いいただいている方へ

4月1日以降に納期が到来する下記の税金等について、スマートフォンによるキャッシュレス決済ができるようになります。送付された納付書のバーコードを、お使いのアプリで請求書払いを選択して読み込むことで、決済が可能です。

スマホ決済ができるもの	使用できるアプリ名
・軽自動車税（※） ・固定資産税 ・町県民税	・PayPay ・LINE Pay
・国民健康保険税 ・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料 ・上下水道料	

※ スマホ決済では軽自動車税の納税証明書が発行されませんので、車検の年にあたっている方は、納付書にてお支払い下さい。

スマホ決済をしてしまった場合でも、その後に軽自動車税の納税証明書が必要になったときは、役場町民係にて交付することができます。料金は無料ですが、下記のとおり、来庁いただくなどのご負担がありますのでご承知願います。

- ① 本人またはご家族が来庁する場合
 - ・来庁された方の本人確認ができるもの（運転免許証など）
 - ・証明する軽自動車の車検証（またはそのコピー）※車検証は、本人または同一世帯のご家族が来庁する場合は不要です。
- ② ディーラー等に依頼して、ディーラー等が来庁する場合
 - ・来庁された方の本人確認ができるもの（運転免許証など）
 - ・証明する軽自動車の車検証（またはそのコピー）
- ③ 来庁せずに郵送で証明を依頼する場合
 - ・「軽自動車納税証明交付申請書」を町のホームページからダウンロードして記入
 - ・運転免許証のコピー
 - ・返送用封筒に切手を貼って、住所を記入の3点を封筒に入れて郵送してください。別途切手代がかかります。

☆ 納税についてのお問い合わせは … 町民課 納税係 72-5411

☆ 納税証明書のお問い合わせは … 町民課 町民係 72-5885